

# 生活者向け支援

国事業

## 令和5年度住民税非課税世帯給付金

### (1) 確認書による給付金

令和5年6月1日時点で鳩山町に住民登録がある方で令和5年度の住民税非課税世帯（低所得世帯）に対し、**1世帯あたり3万円**を支給します。

対象となる世帯には、町から確認書をお送りします。内容をご確認の上、同封の返信用封筒にてご返送ください。

### (2) 申請書による給付金

令和5年6月1日時点で鳩山町に住民登録がある方で令和5年度の課税状況が確認できない世帯に、申請書を送付します。内容をご確認の上、申請要件に該当する方は必要書類を添付し、同封の返信用封筒にてご返送下さい。なお、町民税未申告の世帯は、税の申告が必要となります。

申請書提出後、令和5年度の課税状況が住民

税非課税世帯（低所得世帯）であると確認できた場合、**1世帯あたり3万円**を支給します。

対象となる世帯には、町から確認書または申請書をお送りいたします。

※支給された本給付金は差押禁止等及び非課税となります。

※家計急変世帯給付金を受給した方及び、他の市町村で本給付金と同様の給付金を受けた方は、住民税非課税世帯給付金の受給はできません。

■申請期間 令和5年9月29日（金）まで

※確認書が届きましたら、お早めに手続きをお願いいたします。

■問合せ 役場長寿福祉課 ☎ 296-1241



## 令和5年度家計急変世帯給付金

上記国事業対象外の、令和5年6月1日現在鳩山町に住民登録がある方で、令和5年1月から令和5年9月までの家計が急変し、同一の世帯に属する方全員の収入が町民税非課税世帯相当水準以下となった世帯に対し、令和5年度家計急変世帯給付金（**1世帯あたり3万円**）を町独自で支給します。

申請要件として、世帯全員が令和5年1月から令和5年9月までの任意の1か月の収入を1.2倍した合計額が非課税相当以下となる世帯の世帯主の方が対象です。（右表を参照）

申請には、該当する月の給与明細書等が必要ですので、ご準備の上、役場長寿福祉課へご申請ください。なお、単なる退職や定年退職による減収は対象外です。（他の同様の給付金と同時に受給はできません。）

※支給された本給付金は差押禁止等及び非課税となります。

### 非課税相当収入限度額早見表

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身または扶養親族がない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族（2名）を扶養している場合	168.0万円
配偶者・扶養親族（3名）を扶養している場合	209.7万円
配偶者・扶養親族（4名）を扶養している場合	249.7万円
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合 ※右の額を超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用します	204.3万円

※住民税非課税世帯給付金を受給した方及び、他の市町村で本給付金と同様の給付金を受けた方は、家計急変世帯給付金の受給はできません。

■受付期間 令和5年9月29日（金）まで

■問合せ 役場長寿福祉課 ☎ 296-1241

上記国事業対象外の  
住民税非課税世帯相当水準  
以下の世帯を町独自で支援

# 鳩山町 独自 支援事業

## 電力・ガス・食料品等価格高騰に対する緊急支援事業

鳩山町では今まで、コロナ禍の対応として、町民の皆さんや事業者向けに様々な町独自支援を行ってまいりました。今回は、昨今の電力・ガス・食料品等の物価高騰の影響を受けた町民の皆さんや事業者の皆さんに対して、安心した生活が送れるように、町独自の支援事業を実施します。事業内容の検討にあたっては、町議会のご意見を伺いながら、令和5年第2回鳩山町議会定例会で事業内容を決定しました。

なお、この支援事業は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金）」を財源として活用し、実施します。

今月はこの支援事業の内容について、ご紹介します。

■問合せ 役場政策財政課 ☎ 296-1212

## 学校給食費減免事業

【町内公立小・中学校に通う児童・生徒対象】

コロナ禍におけるエネルギー・食料品価格等の物価高騰により、厳しい子育て環境のなか、児童生徒を養育する子育て世帯を支援するため、公立小・中学校の学校給食費の第2学期分及び第3学期分を**全額免除**します。

給食費の免除を受けるための、保護者の申請等

の手続きは不要です。

■全額免除期間

令和5年9月から令和6年3月までの期間については、給食費（小学生月額4,200円、中学生月額5,000円）を全額免除します。

■問合せ 町学校給食センター ☎ 296-0311

子育て世帯  
を支援

## 放課後児童クラブ保育料補助事業

■対象 町内の放課後児童クラブ（おしゃもじ山クラブ、おしゃもじ山クラブ分室、銀河鉄道'90）を利用する保護者

■補助期間 令和5年9月から令和6年3月

■補助額 保護者が負担する保育料相当額（保護者会費及びおやつ代は除く）

※保護者会が減免等している場合は、減免後の金額を補助します。

■手続き 町から運営する保護者会にお支払いします。このため、保護者の皆さまの申請等の手続きは不要です。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

子育て世帯  
を支援

# 事業者向け支援

## 農産物生産者等支援金給付事業

農産物生産者等を支援

■対象 町内の農産物生産者等を支援します。補助対象は以下の通りです。

- ・農業収入がある農家
- ・埼玉中央農業協同組合鳩山直売所または鳩山町上熊井農産物直売所（ちよっくま）へ農産物の出荷をしている農産物生産者
- ・町内の農事組合法人

### ■給付額

【農産物生産者】一戸（1法人）につき3万円（販売農家の収入金額によって最大で7万円までの加算額あり）

【農事組合法人】組員1人につき1万円の給付など

■申請期間 令和5年7月24日（月）から令和5年10月31日（火）まで（郵送の場合、令和5年10月31日の消印まで有効）

### ■申請書

役場産業環境課窓口で配布しています。※町ホームページにも掲載しています。

■申請先・問合せ 役場産業環境課 ☎ 296-5895

## 生活路線維持支援金事業

### ■内容

町内を運行する民間路線バス事業者へ原油価格高騰にかかる事業継続のための支援を行うことで、町の生活路線の維持を図ります。

### ■給付額

令和5年7月1日から令和6年3月31日を事業期間として、基本額は1社あたり100万円、加算額として1路線あたり10万円を補助します。町内を走る路線バスは鳩山ニュータウン線、大橋線、東京電機大学線の3路線です。

■問合せ 役場政策財政課 ☎ 296-1212

民間路線バス運行事業者を支援



## 運送事業者燃料価格高騰支援金給付事業

運送事業者を支援

### ■対象

令和5年4月以前から町内で貨物自動車運送事業を開始している事業者で、資本金の額が1億円以下の事業者

### ■給付額

1事業者につき10万円

保有車両が5台以上の事業者に対しては加算額として10万円を追加給付します。対象車両は貨物運送事業に使用している車両とします。

### ■申請期間

令和5年7月24日（月）から令和5年9月29日（金）まで（郵送の場合、令和5年9月29日の消印まで有効）

### ■申請書

役場産業環境課窓口で配布しています。※町ホームページにも掲載しています。

■申請先・問合せ 役場産業環境課 ☎ 296-5895

## 物価高騰対策

## 子育て世帯生活応援特別給付金給付事業

子育て世帯を支援

■対象者 未就学児を養育する子育て世帯を支援します。対象は、平成29年4月2日以降に生まれ、令和5年5月1日現在、鳩山町に住民登録のある児童を養育している保護者

■給付額 対象児童1人あたり5万円

■手続き 申請は不要です。対象者には7月上旬にお知らせ通知を送付します。

※給付金の支給を希望されない方については、受給拒否届出書が必要になります。お知らせ通知が手元に届きましたら、町民健康課まで受給拒否の意思をご連絡ください。

■支給方法 子ども医療等の振込口座に支給

■支給時期 令和5年7月下旬（予定）

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

## 国事業

## 令和5年度低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金のお知らせ

	ひとり親世帯 (収入が児童扶養手当支給制限額を下回る世帯)	その他(ひとり親世帯以外)の低所得の子育て世帯
①申請不要	令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている方	令和4年度低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の支給対象者の方
②要申請	次のいずれかに該当する①以外のひとり親世帯 ・公的年金等の受給により、児童扶養手当の支給を受けていない方 ・家計が急変し、収入が児童扶養手当受給要件と同じ水準になった方	次のいずれかに該当する①以外の子育て世帯 ・対象児童(※)を養育し、令和5年度分の住民税均等割が非課税の方 ・家計が急変し、収入が住民税均等割の非課税と同じ水準になった方

※対象児童とは、令和5年3月31日時点で18歳未満（障がい児については20歳未満）の子（令和5年4月～令和6年2月に生まれた新生児を含む）をいいます。

■支給額 対象児童1人あたり一律5万円

### ■支給方法

ひとり親世帯分は県から、その他(ひとり親世帯以外)の子育て世帯分は、町から支給します。どちらの世帯についても、上記②に該当する方は、申請が必要です。

### ■支給日

上記①に該当する方は、令和5年5月31日に支払い済みです。

上記②の対象者には、令和5年7月以降にご案内を送付します。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891



国や町の支援事業を装った給付金詐欺にご注意ください！

絶対に教えない！渡さない！

- 「個人情報」 ■「通帳、キャッシュカード」
- 「暗証番号」 ■「マイナンバー」 ■「口座番号」

市町村や総務省などが、「ATMの操作をお願いすること」、「手数料の振込みを求めること」、「メールを送り、URLをクリックして、申請手続きを求めること」などは、絶対にありません。

不審な電話、メール等がありましたら、警察相談専用電話（#9110）にご相談ください。

